



宮崎県公報

平成20年2月21日(木曜日) 第1957号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

- 有害図書類の指定……………(青少年参画課) 1
- 有害興行の指定……………(“) 2
- 民有林の保安林の指定予定(8件)……………(自然環境課) 2
- 浸水想定区域の指定……………(河川課) 4

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(生活・文化課) 4
 - 土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(農村整備課) 4
 - 市長村宮土地改良事業の施行協議の適当の決定(“) 4
 - 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) 4
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 5

告示

宮崎県告示第90号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
19年-40	書籍	【イヨウ!】YO! 3月号 (平成20年3月1日発行)	株式会社大洋図書	平成20年2月12日
19-41	書籍	NAO DVD No.19 (平成20年3月1日発行)	三和出版株式会社	
19-42	書籍	愛の体験スペシャルDX2008 3月号 (平成20年3月1日発行)	竹書房	
19-43	書籍	衝撃の体験告白 2008年 3月号 (平成20年3月1日発行)	有限会社つり案内社	
19-44	書籍	c o m i c モエマックス 2008.MAR 3 (平成20年3月1日発行)	株式会社モエールパブリッシング	
19-45	書籍	COMIC 真激 2008 3月号 (平成20年3月1日発行)	クロエ出版	
19-46	書籍	DEEP Silent ディープサイレント (平成20年2月5日発行)	富士美出版株式会社	
19-47	書籍	ブリギャル DVD 2月号 Vol.27 (平成20年2月1日発行)	マイウェイ出版株式会社	
19-48	書籍	オール18歳女子校生! JK Vol.2 (平成20年3月1日発行)	株式会社メディアソフト	
19-49	書籍	プチパイ PUCHI PAI VOL.2 (平成20年2月25日発行)	株式会社メディアソフト	
19-50	書籍	中出し ロリっ娘工房 Vol.3 (平成20年3月15日発行)	有限会社風林館	
19-51	書籍	裏DVDハッピー中出し&生姦8時間 3月号 (平成20年3月1日発行)	曙出版株式会社	
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第91号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
19年－ 100	映画	超いんらん やればやるほどいい気持ち	新東宝映画	平成20年2月12日
19 － 101	映画	どれいちゃんのごしゅじんさまくん	トルネード・フィルム	
19 － 102	映画	美しすぎる母	アスミック・エース	
19 － 103	映画	窯焚 －KAMATAKI－	ティ・ジョイ	
19 － 104	映画	女復縁屋 美脚濡ればさみ	オーピー映画	
19 － 105	映画	ラスト、コーション	ワイズポリシー	
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第92号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区田代字草木7026－1・字上南郷7029－1・7029－7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字草木7001－3、7004、7026－3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第93号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字川ノ口 327－2、字石原バル 607、616、630－1、630－6、字蔵ノ先 655－1、655－4から655－6まで、655－14、662－2、665－6、字尾手ノ尾 701－2、701－6、712－35、723－22、724－2、字枳藪 753、字中道 817、823－1、823－3、845
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字蔵ノ先 662－2（次の図に示す部分に限る。）
- イ 次の森林については、主伐は択伐による。
字石原バル 607（次の図に示す部分に限る。）、616、630－1（次の図に示す部分に限る。）、630－6、字川ノ口 327－2・字蔵ノ先 655－1・655－4から655－6まで・662－2・665－6・字中道 817（以上8筆について、次の図に示す部分に限る。）、823－1、823－3、845・字尾手ノ尾 701－2・701－6・712－35・723－22・724－2・字枳藪 753（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）
- ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第94号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字川ノ口1303-94、1303-161

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字川ノ口1303-161(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第95号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 南那珂郡南郷町大字中村字小浜乙7910-1・乙7917・字榎山乙7932・乙7956(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、字小浜乙7910-2、乙7911

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに南郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第96号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字山瀬4186-2、美郷町北郷区宇納間字武田之内6541-5(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字山瀬4186-2・字武田之内6541-5(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第97号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字日陰山5859-1、5859-2、大字七ツ山字与狩内6685(次の図に示す部分に限る。)、字二小橋6588-7

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字日陰山5859-1・5859-2・字二小橋6588-7・字与狩内6685(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第98号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字方川980、981、982-1、982-2、983-1、983-3、椎葉村大字松尾字小ヶ倉1005

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字方川 980・981・982-1・983-1・字小ヶ倉1005 (以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)、字方川 982-2、983-3

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第99号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字黒岩5434-2、5472
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字黒岩5434-2 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第100号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により大淀川水系新別府川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年1月24日	特定非営利活動法人 みやざき動物のいのちを守る会	小倉 優子	宮崎県宮崎市本郷3丁目20番3号	この法人は、広く県民に対し、動物の適正飼養、生命の尊重、愛護の正しい情報や知識の普及に努め、不幸な動物を増やさない社会、動物たちと飼い主、地域住民が共に安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大萩土地改良区(野尻町)から平成20年1月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、紙屋第一土地改良区(野尻町)から平成20年1月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、小林市が行う土地改良事業(二原地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類 決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間 平成20年2月21日から平成20年3月21日まで
- 3 縦覧場所 小林市役所農村整備課内

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年2月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路 1・3・1号 延岡外環状線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
延岡市北川町長井、須佐町、差木野町、宇和田町の各一部
 - (2) 削除する部分
延岡市北川町長井、須佐町、差木野町、大峡町、桜ヶ丘3丁目、祝子町、松山町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所、
延岡市都市建設部都市計画課、延岡市北川総合支所建設課
 - (2) 期間
平成20年2月21日から平成20年3月6日まで

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年2月21日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 購入物品及び数量
S P E C T - C T装置 一式
- 2 委託業務
S P E C T - C T装置保守業務
- 3 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院医事課 宮崎市北高松町5番30号
- 4 落札者を決定した日
平成19年12月20日
- 5 落札者の氏名及び住所
シーメンス旭メディテック株式会社 東京都品川区東五反田三丁目20番14号
- 6 落札金額
126,997,500円
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成19年11月8日